

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)

(まあじやん屋のみ記載すること)

遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
その他の台につき		円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		

(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)

ぱちんこ屋及び 令第8条に規定する 営業の遊技料金	ぱ ち ん こ 遊 技 機	玉1個	円
	回 脳 式 遊 技 機	メダル1枚	円
	アレンジボール遊技機	玉1個	円
		メダル1枚	円
	じ ゃ ん 球 遊 技 機	玉1個	円
		メダル1枚	円
そ の 他 の 遊 技 機 ()		につき	円
その他の営業の 遊 技 料 金	遊 技 の 種 類 ()	につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法			
賞 品 の 提 供 方 法			
提供する賞品のうち 最 も 高 価 な も の	(円)		